

第3次新潟市障がい者計画・第4期新潟市障がい福祉計画について

1. 第3次新潟市障がい者計画

(1) 計画の位置付け

・ 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」

【参考】

(障害者基本法第11条第3項) 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

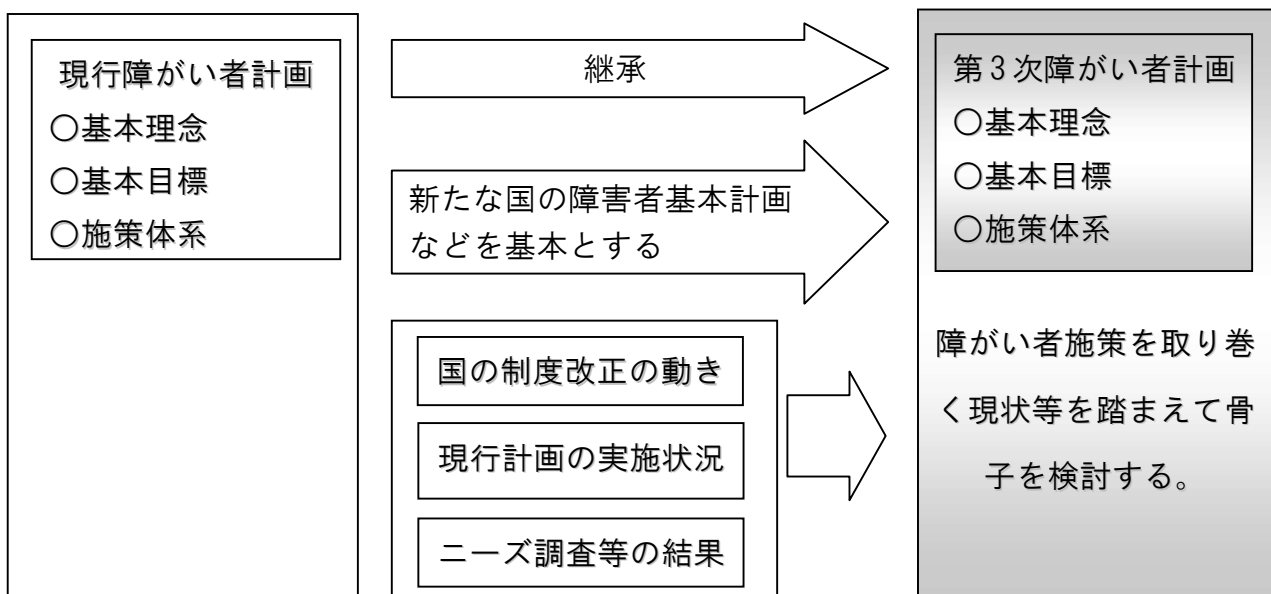
※ 国の障害者基本計画（第3次）は、平成25年9月27日に閣議決定済み。計画期間：平成25年～29年の5年間

(2) 計画期間 H27～32年度までの6年間

(3) 計画策定の基本的な考え方

第3次障がい者計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画、県障害者計画を基本とすること、障がい者の状況等を踏まえることとされている。

第3次障がい者計画は、現行計画を継承するものの、平成25年度に策定された新たな国の障害者基本計画、現行計画の実施状況及びニーズ調査の結果などを踏まえるものとする。



(4) 次期計画の構成について

【総論】策定の趣旨／位置づけ／基本理念および基本目標／計画期間／障がい者とは／障がい者の状況／障がい者のニーズ

【基本理念】障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

基本目標	各 論
地域生活の 支援体制の充実	<p>1 地域生活の支援</p> <p>(1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅サービスの充実 (3) 経済的な支援 (4) サービス基盤の充実 (5) 地域生活を支える人づくり (6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援 (7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実</p> <p>2 保健・医療・福祉の充実</p> <p>(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援 (2) 医療およびリハビリテーションの充実 (3) 精神保健と医療施策の推進</p>
自立の実現に 向けた支援と 療育・教育の充実	<p>3 雇用促進と就労支援</p> <p>(1) 雇用促進と一般就労の支援 (2) 福祉施設等への就労の支援</p> <p>4 療育・教育の充実</p> <p>(1) 就学前療育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 放課後等活動の充実</p>
地域社会の障がい に関する理解の促進	<p>5 生活環境の整備</p> <p>(1) 住宅環境の整備 (2) 安心・安全なまちづくりの推進 (3) 防犯・防災対策および災害時支援体制の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p>6 差別の解消及び権利擁護の推進</p> <p>(1) 障がいを理由とする差別解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 障がいと障がい者に対する理解の普及 (4) 福祉教育の推進 (5) ボランティア活動の支援・推進</p>
計画の推進に向けて	

- (1) 庁内の協力体制
- (2) 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力
- (3) 計画の推進

(5) ニーズ把握の方法

当該市町村における障がい者の状況等を踏まえるため、障がい当事者を対象としたニーズ調査等を実施する。なお実施時期は、次期障がい福祉計画に係る基本指針が示された後に、次期障がい福祉計画のニーズ調査等と一緒にを行う。

《アンケートの実施状況》

- ①実施時期：平成26年8月12日～8月26日
- ②対象者数：4,743人（主に手帳所持者から抽出）
- ③調査項目：障がい者の生活状況の把握、障がい者のニーズ・意向の把握、障がい者の市施策に対する満足度の把握

【参考】

（市町村障害者計画策定指針）計画策定過程において、アンケート調査、ヒアリング、関係者との懇談会の開催等を適宜実施し、また、障害者団体の要望等を参考とするなど地域の障害者、住民の意見を広く聴取するよう配慮すること。

2. 第4期新潟市障がい福祉計画

第4期障がい福祉計画の策定にあたっては、国より示された基本指針（計画期間：3年）に即し、これまでの実績及び新潟市の実情を踏まえるものとする。

【参考】

（障害者総合支援法第88条第1項）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（障害者総合支援法第88条第6項）市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（障害者総合支援法第88条第8項）市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第6項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（基本指針）3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。